

○内閣府令第十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号を次のように改める。

一 当該有価証券信託受益証券に係る信託財産に次に掲げる財産以外の財産が含まれないこと。

イ 受託有価証券

ロ 受託有価証券に係る受取配当金、利息、その他の給付金

ハ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。

）第二百二十七条の三十二第一項に規定する措置に要する費用に充てるための金銭その他の財産  
第二条の七第四項中「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）」を「社債等振替法」に改める。

第十九条第二項第二号ニ中「又は新株予約権証券」を「、新株予約権証券又は新株予約権付社債券」に改め、同項中第九号の三を第九号の四とし、第九号の二を第九号の三とし、第九号の次に次の一号を加える。

九の二 提出会社の株主総会において決議事項が決議された場合（当該提出会社が法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当する株券の発行者である場合に限る。） 次に掲げる事項

イ 当該株主総会が開催された年月日

ロ 当該決議事項の内容

ハ 当該決議事項（役員を選任又は解任に関する決議事項である場合は、当該選任又は解任の対象とする者ごとの決議事項）に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

二 ハの議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数（株主の代理人による代理行使に係る議決権の数並びに会社法第三百十一条第二項及び第三百十二条第三項の規定により出席した株主の議決権の数に算入する議決権の数を含む。）の一部を加算しなかつた場合には、その理由

第二号様式記載上の注意(57) a及びbを次のように改める。

a 提出会社が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券（ただし、法第5条第1項に規定する特定有価証券を除く。）を発行する者である場合には、次のとおり記載すること。

(a) 提出会社の企業統治の体制（企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、その他の提出会社の企業統治に関する事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載す

ること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

- (b) 内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

- (c) 提出会社の社外取締役（社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下この(c)、(d)及びbにおいて同じ。）に該当する社外取締役をいう。以下この(c)、(d)及びbにおいて同じ。）及び社外監査役（社外役員に該当する社外監査役をいう。以下この(c)及び(d)において同じ。）の員数並びに社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係について、具

体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、社外取締役又は社外監査役を選任している場合には、当該社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割（当該社外取締役又は社外監査役の提出会社からの独立性に関する考え方を含む。）並びに当該社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、当該社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

社外取締役又は社外監査役を選任していない場合には、それに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由を具体的に記載すること。

- (d) 提出会社の役員（取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この（d）において同じ。）の報酬等（報酬、賞与其他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であつて、最近事業年度に係るもの及び最近事業

年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。）をいう。以下この（d）において同じ。）について、取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び社外役員（以下この（d）において「役員区分」という。）ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別（基本報酬、ストックオプション、賞与及び退職慰労金等の区分をいう。以下この（d）において同じ。）の総額及び対象となる役員の員数を記載すること。

提出会社の役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等（主要な連結子会社の役員としての報酬等がある場合には、当該報酬等を含む。以下この（d）において「連結報酬等」という。）の総額及び連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること（ただし、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることができる。）。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の員数及びその内容を記載すること。

提出日現在において、提出会社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めている場合には、当該方針の内容及び決定方法を記載すること。また、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること。

(e) 提出会社の株式の保有状況について、次のとおり記載すること。

i 提出会社の最近事業年度に係る貸借対照表に計上されている投資有価証券（財務諸表等規則第32条第1項第1号に掲げる投資有価証券及びこれに準ずる有価証券をいい、提出会社の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む。以下この(e)において同じ。）に該当する株式（提出会社が信託財産として保有する株式を除く。以下この(e)において「投資株式」という。）のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものについて、銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額を記載すること。

ii 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当する株券及び外国の金融商品取引所（令第2条の12の3第4号ロに規定する外国の金融商品取引所をいう。）に上場されている株券その他これに準ずる有価

証券に係る株式以外の株式（以下この（e）において「非上場株式」という。）を除き、純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限（以下この（e）において「議決権行使権限」という。）を有する株式（提出会社が信託財産として保有する株式及び非上場株式を除く。以下この（e）において「みなし保有株式」という。）を含む。以下この ii) において同じ。）のうち、最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて、銘柄別による投資株式の貸借対照表計上額が提出会社の資本金額（財務諸表等規則第60条に規定する株主資本の合計額が資本金額に満たない場合には、当該合計額の100分の1を超えるもの（当該投資株式の銘柄数が30に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄（みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式にあつては貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄、特定投資株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（みなし保有株式を除く。）をいう。以下この（e）において同じ。）にあつては貸借対照表計上額の大きい順の20銘柄。ただし、特定投資株式



が20銘柄に満たない場合には、開示すべきみなし保有株式の銘柄数は、30から当該特定投資株式の銘柄数を減じて得た数) に該当するもの) について、銘柄、株式数 (みなし保有株式の場合には、議決権行使権限の対象となる株式数。以下このiiにおいて同じ。) 及び貸借対照表計上額 (みなし保有株式の場合には、みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。以下このiiにおいて同じ。) を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的 (みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容) を具体的に記載すること。この場合において、特定投資株式及びみなし保有株式に同一銘柄の株式が含まれる場合にそれぞれの株式数及び貸借対照表計上額を合算していない場合には、その旨を記載すること。

- iii 保有目的が純投資目的である投資株式を非上場株式とそれ以外の株式に区分し、当該区分ごとに提出会社の最近事業年度及びその前事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに最近事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益のそれぞれの合計額を記

載すること。なお、当該最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものは純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものである場合には、それぞれ区分して、銘柄ごと、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載すること。

iv 提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合における提出会社及びその連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額（以下このivにおいて「投資株式計上額」という。）が最も大きい会社（以下このivにおいて「最大保有会社」といい、最近事業年度における最大保有会社の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第1項第1号に規定する投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第2項に規定する非連結子会社及び関連会社の株式を除く。）をいう。）に区分される株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、最近事業年度における最大保有会社及び投資株式計上額が次に大きい会社）が保有する特定投資株式について、会社ごとに区分して、iからiiiまでに準じ

て記載すること。この場合、ii)における資本金額は提出会社の資本金額とし、最大保有会社以外の会社（提出会社が最大保有会社に該当しない場合における提出会社を含む。）について、ii)に規定する「大きい順の30銘柄」は「大きい順の10銘柄」に読み替えるものとする。

b) 提出会社がa)に規定する者以外の場合には、次のとおり記載すること。

(a) 提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容））について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

(b) 内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査の相互連携について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(c) 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

第二号様式記載上の注意<sup>(57)</sup>中を距り、*「やむを得ず、必要な事項は、*

第二号様式記載上の注意<sup>(59)</sup>中「第19条第2項第9号の2」や「第19条第2項第9号の4」に於ける。

第二号の二様式記載上の注意<sup>(2)</sup>中「(3)のaの」や「最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書若しくは半期報告書（以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。）」及び「当該有価証券報告書」や「当該有価証券報告書等」に於ける。

第二号の三様式記載上の注意<sup>(2)</sup>中「としての有価証券報告書」の次に「又は四半期報告書若しくは半期報告書（以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）」や「当該有価証券報告書等」及び「当該有価証券報告書等」に於ける「四半期報告書」や「有価証券報告書等」に於ける。

」に改める。

第二号の五様式記載上の注意(49)g中「第19条第2項第9号の2」や「第19条第2項第9号の4」に改める。

第三号様式記載上の注意(1)e中「における」や「又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の」に改める。

第三号の二様式記載上の注意(14)中「a」を削る。

第四号の三様式記載上の注意(9)に次のように加える。

- e (21) gの規定により第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載すること。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第73号。以下この（9）において「改正府令」という。）第5条の規定によ

る改正前の四半期連結財務諸表規則第93条若しくは附則第4条の規定又は改正府令附則第6条第2項若しくは第3項の規定により四半期連結財務諸表を作成した提出会社が指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

f 提出会社が第1四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合（eの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（連結財務諸表規則（第七章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を第二号様式記載上の注意（60）aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

第四号の二様式記載上の注意<sup>(12)</sup>ロ及び<sup>(12)</sup>ハ。

第五号様式記載上の注意<sup>(12)</sup>ロ中「第83条第2項」及び「第74条第2項」に各々。

第十一号様式記載上の注意<sup>(6)</sup>ロ中「有価証券報告書及び」及び「有価証券報告書又は」に各々。

第十一号の二の二様式記載上の注意<sup>(2)</sup>中「の上限額を記載すること」及び「について、「発行予定額」又

は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること」に改める。

第十二号様式記載上の注意(8) ㉝中「有価証券報告書及び」を「有価証券報告書又は」に改める。

第十四号様式記載上の注意(9) ㉝中「としての有価証券報告書」の次に「又は四半期報告書若しくは半期報告書（以下この㉝及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）」を挿入し、「当該有価証券報告書」を「当該有価証券報告書等」に改め、同記載上の注意(9) ㉞中「有価証券報告書」を「有価証券報告書等」に改める。

第十五号様式記載上の注意中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、同記載上の注意(8) ㉝中「としての有価証券報告書」の次に「又は四半期報告書若しくは半期報告書（以下この㉝及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）」を挿入し、「当該有価証券報告書」を「当該有価証券報告書等」に改め、同記載上の注意(8) ㉞中「有価証券報告書」を「有価証券報告書等」に改め、同記載上の注意中(8)を(7)とし、(9)を(8)とする。

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第二条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号を次のように改める。

一 当該特定有価証券信託受益証券に係る信託財産に次に掲げる財産以外の財産が含まれないこと。

イ 受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）である特定有価証券

ロ 特定有価証券に係る受取配当金、利息その他の給付金

ハ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。

）第二百二十七条の三十二第一項に規定する措置に要する費用に充てるための金銭その他の財産

第十八条の七の二中「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この条において「社債等振替法」という。）を「社債等振替法」に改める。

第二十九条第二項第一号中「法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう」を「同条第四項に規定する有価証券の売出しのうち、当該特定有価証券が同条第三項に規定する第一項有価証券である場合に



は、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る」に改める。

第四号の二様式記載上の注意<sup>(26)</sup>に次のように加える。

- 投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象（dにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。
- d 重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- e 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

第四号の三の様式記載上の注<sup>(27)</sup>の「(2) aの有価証券報告書」を「最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書（以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。）」及び「当該有価証券報告書」を「当該有価証券報告書等」と改める。

第四号の三の様式記載上の注意(2)中「としての有価証券報告書」の次に「又は半期報告書(以下この  
c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)」を挿入し、「当該有価証券報告書」を「当該有価証券  
報告書等」に改め、同記載上の注文中「有価証券報告書」を「有価証券報告書等」に改めらる。  
第四号の様式記載上の注意(29)に次のように加える。

- c 外国投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事  
象又は状況その他外国投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象(dにおいて「重要事象等」とい  
う。)が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。
- d 重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検  
討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく  
記載すること。
- e 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものであ  
る旨を記載すること。

第四号の四の様式記載上の注意(1)中「(2) aの有価証券報告書」を「最近計算期間に係る有価証

券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書（以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。）及び「当該有価証券報告書」や「当該有価証券報告書等」に於ける。

第五号様式記載上の状態の中「としての有価証券報告書」の次に「又は半期報告書（以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）」や「及び」 「当該有価証券報告書」や「当該有価証券報告書等」に於て、同記載上の状態の中「有価証券報告書」や「有価証券報告書等」に於ける。

第五号の様式記載上の状態(28)に次のように加える。

c 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（dにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

d 重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

e 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものであ

る旨を記載すること。

第五号の二の二様式記簿上の注意<sup>(2)</sup>のc中「(3) aの有価証券報告書」や「最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書(以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。)」及び「当該有価証券報告書」や「当該有価証券報告書等」に努める。

第五号の二の三様式記簿上の注意<sup>(2)</sup>のc中「としての有価証券報告書」の次に「又は半期報告書(以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)」及び「当該有価証券報告書」や「当該有価証券報告書等」に努める。第五号の二の二様式記簿上の注意<sup>(2)</sup>のc中「(3) aの有価証券報告書」や「最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書(以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。)」及び「当該有価証券報告書」や「当該有価証券報告書等」に努める。

第五号の二の三様式記簿上の注意<sup>(2)</sup>のc中「としての有価証券報告書」の次に「又は半期報告書(以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)」及び「当該有価証券報告書」や「当該有価証券報告書等」に努める。第五号の二の二様式記簿上の注意<sup>(2)</sup>のc中「(3) aの有価証券報告書」や「最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書(以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。)」及び「当該有価証券報告書」や「当該有価証券報告書等」に努める。

第十号の三様式2に次のように加える。

(3) 【投資リスク】 (9-2)

第十号の三様式記載上の注意(9)の次に次のように加える。

(9-2) 投資リスク

- a 当中間計算期間において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。
- b 投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。
- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

第十一号様式2に次のように加える。

(3) 【投資リスク】 (9-2)

第十一号様式記載上の注意(9)の次に次のように加える。

(9-2) 投資リスク

a 当中間計算期間において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b 外国投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他外国投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

第十一号の二様式1に次のように加える。

(5) 【投資リスク】 (4-2)

第十一号の二様式記載上の注意<sup>(4)</sup>の次に次のように加える。

(4-2) 投資リスク

- a 当中間計算期間（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。）において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。
- b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。
- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

第十一号の三様式1に次のように加える。

(5) 【投資リスク】 (3-2)

第十一号の三様式記載上の注意<sup>(3)</sup>の次に次のように加える。

(3-2) 投資リスク

a 当中間計算期間（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。）において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

（金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部改正）

第三条 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十八号）の一部を次のように改正する。



第一条中金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十三条の三を第十三条の六とし、同条の次に次の一条を加える改正規定を次のように改める。

第十三条の三を第十三条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

(売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の七 令第一条の八の四第三号ロ(4)に規定する内閣府令で定める方式は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

一 当該有価証券を取得し、又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限（以下この項において「転売制限」という。）が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

二 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることがで

きるようにする措置がとられていること。

2 令第一条の八の四第三号ロ(4)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるすべての要件に該当することとする。

一 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券（当該同種の既発行証券の売付け勧誘等を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の既発行証券が令第一条の七の四に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの（当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。）を除く。）を含む。）の枚数又は単位の総数が五十未満であること。

ロ 当該有価証券の性質によりその分割ができない場合を除き、当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限が付されていること。

二 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 前号ロの制限が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価

証券が交付されること。

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に前号ロの制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に前号ロの制限が付されていることを知ることができるとする措置がとられていること。

3 令第一条の八の四第三号ハ(3)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当することとする。

一 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 次に掲げるいずれかの制限（以下この号において「転売制限」という。）が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

(1) 当該有価証券を取得し、又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る当該有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限

(2) 当該有価証券の枚数又は単位の総数が五十未満である場合において、当該有価証券の性質に

よりその分割ができない旨又は当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

二 次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 有価証券信託受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの 受託有価証券が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハマまでに掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハマで又は第一条の八の四第三号イからハマまでに定める要件に該当すること。

ロ 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 原有価証券が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件

(2) 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われな  
いこと。

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件

(2) 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われないこと。  
ニ 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で社債券の性質を有するもので、令第一条の七第二号イ若しくはロ若しくは第一条の八の四第三号イ若しくはロ又はロ若しくはハに掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行したものに限り。）により償還される旨又は償

還することができる旨の特約が付されているもの（以下ニにおいて「転換債券」という。）が次に掲げる有価証券により取得する有価証券（以下ニにおいて「償還有価証券」という。）が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるいずれかの要件に該当すること。

- (1) 令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四第三号イに掲げる有価証券 令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四第三号イに定める要件（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合には、令第一条の七第二号イ(1)又は第一条の八の四第三号イ(1)に掲げる要件を除く。）
- (2) 令第一条の七第二号ロ又は第一条の八の四第三号ロに掲げる有価証券 令第一条の七第二号ロ又は第一条の八の四第三号ロに定める要件（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合には、令第一条の七第二号ロ(2)又は第一条の八の四第三号ロ(2)に掲げる要件を除く。）
- (3) ロに掲げる有価証券 ロに定める要件
- (4) ハに掲げる有価証券 ハに定める要件

- 4 第一項第二号、第二項第二号ロ及び前項第一号ロに規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号、第二項第二号ロ及び前項第一号ロに規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。
- 。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて書面被交付者の閲覧に供し、当該書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えら

れたファイルに当該転売制限情報を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

5 前項各号に掲げる方法は、書面被交付者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができらるものでなければならない。

6 第四項の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と、書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならない。

一 第四項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話その他の方



法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

9 令第一条の八の四第四号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出した数は、当該売付け勧誘等により当該譲渡制限のない海外発行証券を取得し、かつ、現に所有する者の数とする。

10 令第一条の八の四第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、譲渡制限のない海外発行証券に関する次に掲げる事項とする。

一 発行者の名称及び本店所在地

二 当該譲渡制限のない海外発行証券が第十条の二第一項各号に掲げる有価証券に該当する場合の当該有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項

三 当該譲渡制限のない海外発行証券を識別するために必要な事項として認可金融商品取引協会が定める事項（前二号に規定する事項を除く。）

第一条のうち、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十三条の二を第十三条の五と

し、第十三条の次に次の三条を加える改正規定中「次条第一項第四号及び第十三条の七第九項」を「次条第一項第四号及び第十三条の七第十項」に、「この項及び第十三条の七第九項」を「この項並びに第十三条の七第九項及び第十項」に、「内閣府令で掲げる要件は、次の各号に掲げる要件」を「内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件」に、「同号に掲げる要件に該当する場合を除く。」又は第一条の七の四第一号」を「同号イに掲げる要件を除く。」又は第一条の七の四第二号に定める場合」を「又は令第一条の七の四第二号に定める場合」に改める。

第二条のうち、企業内容等の開示に関する内閣府令第四条第四項を同条第五号とし、同条第三項の次に次の一項を加える改正規定中「有価証券の所有者である」を「有価証券（株券、新株予約権証券、新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換し得る有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するものに限る。次号において同じ。）の所有者である」に、「有価証券（株券、新株予約権証券、新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換しうる有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するものに限る。）」の所有者であつて」を「有価証券の所有者であつて」に改める。

第二条のうち、企業内容等の開示に関する内閣府令第十一条の二の改正規定中「株券、新株予約権証券、新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換しうる有価証券若しくは法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するもの以外の有価証券の売出し又は次の各号に掲げる有価証券の売出しとする」を「次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない」に、「有価証券の所有者である」を「有価証券（株券、新株予約権証券、新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換し得る有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するものに限る。以下この号において同じ。）の所有者である」に、「イの発行者及びロ(1)から(4)までに掲げる者から」を「イ及びロに掲げる者から当該者が保有する」に改める。

第二条のうち、企業内容等の開示に関する内閣府令第十四条の十四の二第二項の改正規定中「第十四条の十四の二第二項第一号」を「第十四条の十四の二第一項第一号」に、「同項第三号」を「同条第二項第三号」に改める。

第二条のうち、企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条第二項第一号の改正規定中「をいう」を「

」を「売出しをいう」を「売出し」に改める。

第二条のうち、企業内容等の開示に関する内閣府令第二十条第四項の改正規定中「中」「当該財務局長」を「当該財務局長等」に改め、同項」を削る。

第三条のうち、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第八条の二の改正規定中「売出しとする」を「売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない」に改める。

第四条のうち、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第十四条の改正規定中「売出しとする」を「売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない」に改める。

第九条のうち、特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第十一条の次に次の一章を加える改正規定中「当該区分の下欄に掲げる情報をいう」を「当該区分の下欄に掲げる情報（証券情報に限る。）をいう」に、「当該適格機関投資家から当該売出し外国証券」を「当該適格機関投資家から当該売出し外国証券に関する外国証券情報」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中企業内容等の開示に関する内閣府令第一条の二第一号及び第二条の七第四項の改正規定並びに第二条中特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第一条の二第一号及び第十八条の七の二の改正規定は、平成二十二年七月一日から施行する。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）

第十九条第二項第九号の二の規定は、平成二十二年三月三十一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る定時株主総会以後に開催される株主総会の決議について適用し、当該定時株主総会の前に開催される株主総会の決議については、なお従前の例による。

2 新開示府令第二号様式記載上の注意(57) a (a)から(d)まで並びに(e)の i 及び iii（これらの規定を新開示府令第二号の四様式から第二号の七様式まで及び第七号様式（新開示府令第七号の二様式から第七号の四様式までにおいて準じて記載することとされている場合を含む。）において準じて記載することとされている

場合を含む。)の規定は、有価証券届出書(金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項(同法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定によるものをいう。以下この条において同じ。)に記載すべき最近事業年度の財務諸表が施行日以後に終了する事業年度のものである場合における当該有価証券届出書について適用し、施行日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

3 新開示府令第二号様式の記載上の注意(57) a (e)のii(新開示府令第二号の四様式から第二号の七様式まで及び第七号様式(新開示府令第七号の二様式から第七号の四様式までにおいて準じて記載することとされている場合を含む。))において準じて記載することとされている場合を含む。以下この条において同じ。

( )の規定は、有価証券届出書(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第二百二十二条第二号及び第五号に掲げる会社(指定法人を含む。以下この条において「銀行等」という。))以外の会社のものに限る。次項において同じ。)に記載すべき最近事業年度の財務諸表が施行日以後に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書について適用し、施行日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。この場合

において、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が施行日から平成二十三年三月三十日まで間に終了する事業年度のものである場合における新開示府令第二号様式記載上の注意(57) a (e) の ii の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

<p>を除き、純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限（以下この (e) において「議決権行使権限」という。）を有する株式（提出会社が信託財産として保有する株式及び非上場株式を除く。以下この (e) において「みなし保有株式」という。）を含む。以下この ii において同じ。）のうち、最近事業年度及び最近事業年度の前事業</p>	<p>を除く。以下この ii において同じ。）のうち、最近事業年度について</p>
--	---

年度のそれぞれについて	
<p>30に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄（みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式にあつては貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄、特定投資株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（みなし保有株式を除く。）をいう。以下この（e）において同じ。）にあつては貸借対照表計上額の大きい順の20銘柄。ただし、特定投資株式が20銘柄に満たない場合には、開示すべきみなし保有株式の銘柄数は、30から当該特定投資株式の銘柄数を減じて得た数）に該当するもの）につ</p>	<p>10に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄に該当するもの）について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること。</p>



いて、銘柄、株式数（みなし保有株式の場合には、議決権行使権限の対象となる株式数。以下このiiにおいて同じ。）及び貸借対照表計上額（みなし保有株式の場合には、みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。以下このiiにおいて同じ。）を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的（みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容）を具体的に記載すること。この場合において、特定投資株式及びみなし保有株式に同一銘柄の株式が含まれる場合にそれぞれの株式数及び貸借対

照表計上額を合算していない場合には、その旨を記載すること。

4 前項の場合において、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成二十三年三月三十一日から平成二十四年三月三十日までの間に終了する事業年度のものである場合における新開示府令第二号様式記載上の注意(57) a (e)のiiの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて	最近事業年度について
その旨を記載すること。	その旨を記載すること。なお、銘柄別による投資株式の最近事業年度の前事業年度の貸借対照表計

上額が提出会社の最近事業年度の前事業年度の資本金額（財務諸表等規則第60条に規定する株主資本の合計額が資本金額に満たない場合には、当該合計額）の100分の1を超えるもの（それぞれの当該投資株式の銘柄数が10に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄に該当するもの）について、これに準じて記載すること。

5 新開示府令第二号様式の記載上の注意(57) a (e)のiiの規定は、有価証券届出書（提出会社が銀行等である場合に限る。次項及び第七項において同じ。）に記載すべき最近事業年度の財務諸表が施行日以後に終了する事業年度のものである場合における当該有価証券届出書については、なお従前の例による。

6 前項の場合において、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が施行日から平成二十三年

三月三十日までの間に終了する事業年度のものである場合における新開示府令第二号様式の記載上の注意

(57) a (e) の ii の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

を除き、純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限（以下この（e）において「議決権行使権限」という。）を有する株式（提出会社が信託財産として保有する株式及び非上場株式を除く。以下この（e）において「みなし保有株式」という。）を含む。以下この ii において同じ。）のうち、最近事業年度及び最近事業年度の前事業	を除く。以下この ii において同じ。）のうち、最近事業年度について、銘柄別による投資株式の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること。なお、提出会社の連結子会社であつて、iv に規定する最大保有会社に該当する連結子会社がある場合には、提出会社が保有する投資株式についてこの ii による記載に代えて、当該連結子
---	--

<p>年度のそれぞれについて、銘柄別による投資株式の貸借対照表計上額が提出会社の資本金額（財務諸表等規則第60条に規定する株主資本の合計額が資本金額に満たない場合には、当該合計額）の10分の1を超えるもの（当該投資株式の銘柄数が30に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄（みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式にあつては貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄、特定投資株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（みなし保有株式を除く。）をいう。以下この（e）において同じ。）にあつては貸借対照表計上額の大きい順の20銘柄。ただし、特定投資株</p>	<p>会社が保有する投資株式について、i から iii までに準じて記載すること。</p>
---	---

式が20銘柄に満たない場合には、開示すべきみなし保有株式の銘柄数は、30から当該特定投資株式の銘柄数を減じて得た数) に該当するもの) について、銘柄、株式数 (みなし保有株式の場合には、議決権行使権限の対象となる株式数。以下このii)において同じ。) 及び貸借対照表計上額 (みなし保有株式の場合には、みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。以下このii)において同じ。) を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的 (みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容

）を具体的に記載すること。この場合において、特定投資株式及びみなし保有株式に同一銘柄の株式が含まれる場合にそれぞれの株式数及び貸借対照表計上額を合算していない場合には、その旨を記載すること。

7 第五項の場合において、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成二十三年三月三十一日から平成二十四年三月三十日までの間に終了する事業年度のものである場合における新開示府令第二号様式の記載上の注意(57) a (e)のiiの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

その旨を記載すること。

その旨を記載すること。また、記載すべき投資株式の銘柄数が50を超えるときは、貸借対照表計上

---

額の大きい順の50銘柄について記載すること。なお、提出会社の連結子会社であって、ivに規定する最大保有会社に該当する連結子会社がある場合には、提出会社が保有する投資株式についてのiiによる記載に代えて、当該連結子会社が保有する投資株式について、iからiiiまでに準じて記載すること。この場合、iiにおける資本金額は提出会社の資本金額とし、iiにより記載すべき投資株式の銘柄数が50を越えるときは、貸借対照表計上額の大きい順の50銘柄について記載すること。また、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、提出会社（提出会社の連結子会社のうち、ivに規定する最大保有会社に該当する連結

---



子会社がある場合には、当該連結子会社)の最近事業年度の前事業年度の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること。

8 新開示府令第二号様式の記載上の注意(57) a (e)のiv(新開示府令第二号の四様式から第二号の七様式まで及び第七号様式(新開示府令第七号の二様式から第七号の四様式まで)において準じて記載することとされている場合を含む。)において準じて記載することとされている場合を含む。)の規定は、次の各号に掲げる提出会社の区分に応じ当該提出会社が提出する有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が当該各号に定める日以後に終了する事業年度のものである場合について適用し、当該各号に掲げる提出会社の区分に応じ当該各号に定める日前に終了する事業年度のものについては、なお従前の例による。

一 銀行等以外の会社 平成二十三年三月三十一日

二 銀行等 平成二十四年三月三十一日

9 新開示府令第二号様式の記載上の注意(57) a (a)から(d)まで並びに(e) i 及び iii (これらの規定を新開示府令第三号様式(新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。)、第三号の二様式、第七号様式(新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。))及び第八号様式において準じて記載することとされている場合に限る。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法第二十四条第一項又は第三項(同法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する有価証券報告書をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

10 新開示府令第二号様式の記載上の注意(57) a (e)の ii (新開示府令第三号様式(新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。)、第三号の二様式、第七号様式(新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。))及び第八号様式において準じて記載することとされている場合に限る。次項において同じ。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る有価

証券報告書（提出会社が銀行等以外の会社である場合に限る。同項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。この場合において、有価証券報告書が施行日から平成二十三年三月三十日までの間に終了する事業年度に係る有価証券報告書である場合における新開示府令第二号様式記載上の注意(57) a (e) の ii の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

<p>を除き、純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限（以下この（e）において「議決権行使権限」という。）を有する株式（提出会社が信託財産として保有する株式及び非上場株式を除く。以下この（e）において「みなし保有株式」</p>	<p>を除く。以下この ii において同じ。）のうち、最近事業年度について</p>
---	---

<p>という。)を含む。以下このiiにおいて同じ。)のうち、最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて</p>	
<p>30に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄（みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式にあつては貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄、特定投資株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（みなし保有株式を除く。）をいう。以下この（e）において同じ。）にあつては貸借対照表計上額の大きい順の20銘柄。ただし、特定投資株式が20銘柄に満たない場合には、開示すべきみな</p>	<p>10に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄に該当するもの）について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること。</p>

し保有株式の銘柄数は、30から当該特定投資株式の銘柄数を減じて得た数) に該当するもの) について、銘柄、株式数 (みなし保有株式の場合には、議決権行使権限の対象となる株式数。以下このiiにおいて同じ。) 及び貸借対照表計上額 (みなし保有株式の場合には、みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。以下このiiにおいて同じ。) を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的 (みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容) を具体的に記載すること。この場合において、

特定投資株式及びみなし保有株式に同一銘柄の株式が含まれる場合にそれぞれの株式数及び貸借対照表計上額を合算していない場合には、その旨を記載すること。

- 11 前項の場合において、有価証券報告書が平成二十三年三月三十一日から平成二十四年三月三十日までの間に終了する事業年度に係る有価証券報告書である場合における新開示府令第二号様式記載上の注意(57) a (e)のiiの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて	最近事業年度について
その旨を記載すること。	その旨を記載すること。なお、銘柄別による投資

	<p>株式の最近事業年度の前事業年度の貸借対照表計上額が提出会社の最近事業年度の前事業年度の資本金額（財務諸表等規則第60条に規定する株主資本の合計額が資本金額に満たない場合には、当該合計額）の100分の1を超えるもの（それぞれの当該投資株式の銘柄数が10に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄に該当するもの）について、これに準じて記載すること。</p>
--	--

12 新開示府令第二号様式の記載上の注意(57) a (e)のiiの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る有価

証券報告書（提出会社が銀行等である場合に限る。次項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。この場合において、有価証券報

告書が施行日から平成二十三年三月三十日までの間に終了する事業年度に係る有価証券報告書である場合  
 における同記載上の注意(57) a (e)のiiの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に  
 掲げる字句とする。

<p>           を除き、純投資目的以外の目的で提出会社が信託            契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主            として議決権を行使する権限又は議決権の行使を            指図する権限（以下この（e）において「議決権            行使権限」という。）を有する株式（提出会社が            信託財産として保有する株式及び非上場株式を除            く。以下この（e）において「みなし保有株式」            という。）を含む。以下このiiにおいて同じ。）            のうち、最近事業年度及び最近事業年度の前事業         </p>	<p>           を除く。以下このiiにおいて同じ。）のうち、最            近事業年度について、銘柄別による投資株式の貸            借対照表計上額の大きい順の10銘柄について、銘            柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載するとと            もに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載す            ること。なお、提出会社の連結子会社であつて、            ivに規定する最大保有会社に該当する連結子会社            がある場合には、提出会社が保有する投資株式に            ついてのこのiiによる記載に代えて、当該連結子         </p>
--	---



<p>年度のそれぞれについて、銘柄別による投資株式の貸借対照表計上額が提出会社の資本金額（財務諸表等規則第60条に規定する株主資本の合計額が資本金額に満たない場合には、当該合計額）の10分の1を超えるもの（当該投資株式の銘柄数が30に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄（みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式にあつては貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄、特定投資株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（みなし保有株式を除く。）をいう。以下この（e）において同じ。）にあつては貸借対照表計上額の大きい順の20銘柄。ただし、特定投資株</p>	<p>会社が保有する投資株式について、i から iii までに準じて記載すること。</p>
---	---

式が20銘柄に満たない場合には、開示すべきみなし保有株式の銘柄数は、30から当該特定投資株式の銘柄数を減じて得た数に該当するもの) について、銘柄、株式数(みなし保有株式の場合には、議決権行使権限の対象となる株式数。以下このiiにおいて同じ。)及び貸借対照表計上額(みなし保有株式の場合には、みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。以下このiiにおいて同じ。)を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的(みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容

）を具体的に記載すること。この場合において、特定投資株式及びみなし保有株式に同一銘柄の株式が含まれる場合にそれぞれの株式数及び貸借対照表計上額を合算していない場合には、その旨を記載すること。

13 前項の場合において、有価証券報告書が平成二十三年三月三十一日から平成二十四年三月三十日までの間に終了する事業年度に係る有価証券報告書である場合における新開示府令第二号様式の記載上の注意(57)

a (e) の ii の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

その旨を記載すること。	その旨を記載すること。また、記載すべき投資株式の銘柄数が50を超えるときは、貸借対照表計上額の大きい順の50銘柄について記載すること。な
-------------	--

---

お、提出会社の連結子会社であつて、ivに規定する最大保有会社に該当する連結子会社がある場合には、提出会社が保有する投資株式についてのiiによる記載に代えて、当該連結子会社が保有する投資株式について、iからiiiまでに準じて記載すること。この場合、iiにおける資本金額は提出会社の資本金額とし、iiにより記載すべき投資株式の銘柄数が50を越えるときは、貸借対照表計上額の大きい順の50銘柄について記載すること。また、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、提出会社（提出会社の連結子会社のうち、ivに規定する最大保有会社に該当する連結子会社がある場合には、当該連結子会社）の最近

---

	<p>事業年度の前事業年度の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること。</p>
--	--

14 新開示府令第二号様式の記載上の注意(57) a (e)のiv (新開示府令第三号様式 (新開示府令第四号様式)において準じて記載することとされている場合を含む。) 、第三号の二様式、第七号様式 (新開示府令第九号様式)において準じて記載することとされている場合に限る。) 及び第八号様式において準じて記載することとされている場合に限る。) の規定は、次の各号に掲げる提出会社の区分に応じ当該各号に定める日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用し、当該各号に掲げる提出会社の区分に応じ当該各号に定める日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

一 銀行等以外の会社 平成二十三年三月三十一日

二 銀行等 平成二十四年三月三十一日

15 新開示府令第二号の二様式記載上の注意(2)c、第二号の三様式記載上の注意(2)c及びd、第十四号様式

記載上の注意(9)c及びd並びに第十五号様式(8)c及びdの規定は、有価証券届出書、発行登録書(金融商

品取引法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。以下同じ。)又は発行登録追補書類(同法

第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。以下同じ。)に組み込み、参照すべき最近事

業年度の財務諸表が施行日以後に終了する事業年度のものである場合における当該有価証券届出書、当該

発行登録書又は当該発行登録追補書類について適用し、施行日前に終了する事業年度のものである場合に

おける有価証券届出書、発行登録書又は発行登録追補書類については、なお従前の例による。

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(以下「新特定有価証

券開示府令」という。)第四号の三様式記載上の注意(26)cからeまで、第四号の三の二様式記載上の注意

(1) c、第四号の三の三様式記載上の注意c及びd、第四号の四様式記載上の注意(29)cからeまで、第四号の四の二様式記載上の注意(1)c、第五号様式記載上の注意c及びd、第五号の二様式記載上の注意(28)cからeまで（新特定有価証券開示府令第五号の三様式記載上の注意(1)fにおいて準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号の二の二様式記載上の注意(2)c、第五号の二の三様式記載上の注意(2)c及びd、第五号の三の二様式記載上の注意(2)c並びに第五号の三の三様式記載上の注意(2)c及びdの規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める日以後に提出する有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第五項（同法第二十七条において準用する場合を含む。））において準用する有価証券届出書（同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。））に規定する有価証券届出書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、当該各号に掲げる者が当該各号に定める日前に提出する有価証券届出書については、なお従前の例による。

一 金融商品取引法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者（当該有価証券の発行者が同条第五項において準用する同条第一項ただし書（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている場合を除く。） 施行日以後に終了する特定期間（同法第二十四条第五項に規定する特

定期間をいう。次項において同じ。）に係る有価証券報告書（同法第二十四条第五項において準用する同条第一項又は第三項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。次項において同じ。）を提出した日

二 前号に掲げる者以外の者 平成二十二年七月一日

2 新特定有価証券開示府令第四号の三様式記載上の注意(26) c から e まで（新特定有価証券開示府令第七号の三様式記載上の注意(1) f において準じて記載することとされている場合に限る。）、第四号の四様式記載上の注意(29) c から e まで（新特定有価証券開示府令第八号様式記載上の注意(1) f において準じて記載することとされている場合に限る。）及び第五号の二様式記載上の注意(28) c から e まで（新特定有価証券開示府令第五号の三様式記載上の注意(1) f（新特定有価証券開示府令第八号の三様式記載上の注意(1) g において準じて記載することとされている場合に限る。）及び第八号の二様式記載上の注意(1) d において準じて記載することとされている場合に限る。）の規定は、施行日以後に終了する特定期間に係る有価証券報告書について適用し、施行日前に終了する特定期間に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。



3 新特定有価証券開示府令第十号の三様式2(3)及び同様式記載上の注意(9-2)、第十一号様式2(3)及び同様式記載上の注意(9-2)、第十一号の二様式1(5)及び同様式記載上の注意(4-2)並びに第十一号の三様式1(5)及び同様式記載上の注意(3-2)の規定は、施行日以後に終了する中間計算期間(計算期間開始の日から起算して六月を経過する日までの期間をいう。以下この項において同じ。)に係る半期報告書(金融商品取引法第二十四条の五第三項(同法第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する同法第二十四条の五第一項(同法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に終了する中間計算期間に係る半期報告書については、なお従前の例による。